

同好会活動に係る活動方針

大阪府立生野支援学校

1. 同好会活動の目的

- (1) 共通の興味・関心のもとでの集団活動を通じ、協調性や連帯感を育てる。
- (2) 個々の能力を伸ばし、自主性や自発的な態度、習慣を身につける。
- (3) 校内外の活動を通して、社会のルールやマナーを守り行動する力を身につける。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 活動日程は、月ごとに練習日程表を保護者に配布しお知らせする。
- (3) 同好会活動の顧問は複数で担当する。
- (4) 活動終了後、生徒は各同好会で集合し諸注意のうえ下校する。

3. 活動時間及び休養日の設定について

- (1) 授業中の活動時間は、授業終了後から17時までとする。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 学校休業日に大会や練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のない活動をする。
- (4) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 長期休業中については、生徒が十分に休養を取ることができ、同好会活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設ける。

4. 指導について

- (1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実などにより、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 同好会活動を通して、仲間と協力しながら友情を深めるとともに、生涯にわたる心身の健康の保持、増進を図る。
- (3) 体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動などによる指導によって、生徒の自発性を損なうことのないよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故未然防止のため、施設・設備の点検を定期的を実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度の負担にならないようにする。